

## 地方独立行政法人玉野医療センター役職員の倫理指針及び行動指針

令和3年4月1日

地方独立行政法人玉野医療センター（以下「玉野医療センター」という。）の役員及び職員（以下「役職員」という。）の倫理指針及び行動指針について以下のとおり定める。

### 倫理指針

- ・玉野医療センターの役職員は、地方独立行政法人の役職員としての使命を自覚し、業務の公正、公平性を確保し、説明責任を果たし、市民の信頼を得ます。
- ・玉野医療センターの役職員は、法令等を遵守するとともに、社会規範と自らの良心に従い、常に誠実に行動します。
- ・玉野医療センターの役職員は、高い倫理観を持ち、自らの行動が法人業務の信用に影響を与えることを認識して行動します。

### 行動指針

- ・玉野医療センターの役職員は、玉野市から示された組織の使命と自らの職務を常に自覚し、業務の質と効率の向上に努めるとともに自己研鑽に励みます。
- ・玉野医療センターの役職員は、活動の内容を積極的かつ分かり易く広報し、透明性の確保に努めます。
- ・玉野医療センターの役職員は、常に業務を点検し、周囲の安全衛生に配慮するとともに、業務上取り扱う情報やデータを適切に管理します。
- ・玉野医療センターの役職員は、社会の一員として、基本的人権と多様な価値観を尊重するとともに、専門知識を活かして地域や社会へ貢献します。